



ホーム
home

各種情報
information

公民館総合補償制度
support

月刊公民館
magazine

資料紹介
books

団体概要
profile



[HOME](#) > [公民館総合補償制度のページ](#)

公民館総合補償制度

ご案内



- [公民館総合補償制度とは](#)
- [加入できる施設等](#)
- [補償期間（保険期間）と中途加入](#)

公民館を支える3つの補償制度



- [行事傷害補償制度](#)
- [賠償責任保険制度](#)
- [職員災害補償制度](#)

お問い合わせ・資料の請求



- [お問い合わせ・資料の請求](#)

各種申請書類ダウンロード



- [契約情報の変更等](#)
- [「保険」事故報告書／事故証明書](#)
- [「見舞金制度」事故報告書](#)

公民館総合補償制度のご案内

このご案内は、公民館総合補償制度の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては『公民館総合補償制度の手引き』をご覧ください。また、本制度全般についてのお問い合わせ、資料請求等は、下記「エコー総合補償サービス株式会社」または「損害保険ジャパン株式会社」までお寄せください。

公民館総合補償制度とは

公民館総合補償制度は、公益社団法人全国公民館連合会（全公連）の制度です。この制度は、全公連が運営する見舞金制度に団体保険契約（引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社）を組み合わせたものです。

加入できる施設等

社会教育法に定める公民館および公民館類似施設、また社会教育法に定める公民館の目的に寄与する施設等で、公民館に準ずるものとして全公連が加入を認めたものは、名称を問わずご加入いただけます。

・類似公民館の加入も可能です。

例「コミュニティセンター」「生涯学習センター」「ふれあいセンター」等

・指定管理者制度を導入した施設もご加入いただけます。

加入単位

中央公民館、地区館、分館、自治館等の設置条件や名称に関わらず、加入は1施設（公民館）単位となります。

補償期間（保険期間）と中途加入

補償期間（保険期間）

毎年5月1日午後4時から翌年5月1日午後4時までの1年間を補償期間（保険期間）とします。

中途加入

毎月1日より中途加入することができます。中途加入の掛金は、月割計算となります。

中途加入のお申し込みは「エコー総合補償サービス株式会社」にご連絡ください。

制度に関するお問い合わせ先

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社（営業開発部第三課）

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

電話：03-3349-3820

取扱代理店（お問い合わせ・資料請求先）

エコー総合補償サービス株式会社

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-6-9

電話：03-5209-6620 / FAX：03-5209-6621

エコー総合補償サービス株式会社 お客様専用ダイヤル（携帯電話・PHSからでもご利用になれます）

TEL：0120-636-717（通話料無料）

FAX：0120-226-916（通話料無料）

SJNK17-80063（平成29年6月1日）

[↑ ページトップに戻る](#)